

議案第6号

八幡浜市火葬場条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

平成29年2月27日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市火葬場条例の一部を改正する条例
八幡浜市火葬場条例（平成21年条例第21号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表（第5条関係） 八幡浜市火葬場等使用料					別表（第5条関係） 八幡浜市火葬場使用料				
区分		単位	使用料		区分		単位	使用料	
			市内	市外				市内	市外
火葬場	大人(12歳以上)	1体	10,000円	45,000円	大人(12歳以上)	1体	10,000円	45,000円	
	子供(12歳未満)	1体	6,000円	30,000円	子供(12歳未満)	1体	6,000円	30,000円	
	死産児	1体	5,000円	25,000円	死産児	1体	5,000円	25,000円	
	人体の一部	1件	10,290円	10,290円	人体の一部	1件	10,290円	10,290円	
	死胎	1胎	3,090円	3,090円	死胎	1胎	3,090円	3,090円	
	胞衣	1件	3,090円	3,090円	胞衣	1件	3,090円	3,090円	
待合室		1室	無料	無料	待合室		1室	無料	無料
待合室(追加)		1室	3,090円	10,290円	待合室(追加)		1室	3,090円	10,290円
霊安室		1室	1,030円	10,290円	霊安室		1室	1,030円	10,290円
備考					備考				
1 「市内」とは、死亡者（死産児については、その父又は母）が死亡時に、又は申請者が申請時に八幡浜市の住民基本台帳に記録されている場合をいう。					1 「市内」とは、死亡者（死産児については、その父又は母）が死亡時に_____八幡浜市の住民基本台帳に記録されている場合をいう。				
2～7 (略)					2～7 (略)				

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の八幡浜市火葬場条例別表の規定は、この条例の施行の日以降の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

火葬場等使用料について、市内対象者の範囲を拡大するため。